

2020年4月2日 全6頁

バーゼルⅢ最終化、適用を1年延期

新型コロナウイルスの影響受け。必要あれば追加措置も

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 3月27日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、新型コロナウイルスの影響を受け、バーゼルⅢ最終化の適用時期を1年延期し、2023年1月1日からとするというプレスリリースを発表した。
- さらに、同グループ議長のビルロワ・ド・ガロー・フランス銀行総裁は、「必要であれば追加の措置を行う用意がある」と述べている。
- バーゼル委は3月20日に発表したプレスリリースにおいて、現行規制の内容を再確認し、ストレス期には資本や流動性のバッファは取り崩し可能であり、貸出や金融市場への流動性供給に回すべきであると指摘している。

はじめに

3月27日、バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、新型コロナウイルスの影響を受け、バーゼルⅢ最終化等の適用時期を1年延期し、2023年1月1日からとするというプレスリリースを発表した¹（わが国では2023年3月期からの見込み）。

新型コロナウイルスの影響に対するバーゼル規制（銀行の健全性規制）における対応を巡っては、すでに3月20日にバーゼル委が現行規制での扱いを周知し²、各国当局も同様の対応を行っている。本稿ではこれらの動きについて解説する。

1. 現行規制での扱いの周知

3月20日のプレスリリースにおいてバーゼル委は、現行のバーゼル規制（自己資本比率規制・流動性カバレッジ比率規制）の下で銀行が備えることが求められている一定の自己資本と流動

¹ バーゼル委ウェブサイト (<https://www.bis.org/press/p200327.htm>) 参照。

² バーゼル委ウェブサイト (<https://www.bis.org/press/p200320.htm>) 参照。

資産は、経済状況が悪化している時期（ストレス期間）に取り崩すことが可能であることを確認している。その上でバーゼル委は、これらの自己資本と流動資産は、実体経済への貸出に回し、金融市場へ流動性を供給するために利用されるべきと指摘している。

（１）資本バッファの取り崩し

バーゼル委の自己資本比率規制（我が国では国際統一基準行に適用）において、銀行は自己資本の種類ごとに一定の水準を最低所要水準として備えることが求められ、それに上乗せするバッファとして、一定の水準を「資本バッファ」として備えることが求められる³。

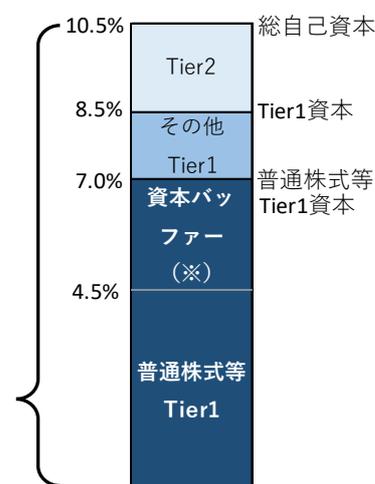
資本バッファはストレス期間に取り崩すバッファと位置付けられている。自己資本比率が最低所要水準を下回った場合、監督当局により是正措置が課される一方、資本バッファで求められる水準を下回った場合は、配当や自社株買い等の社外流出は抑制されるが、是正措置の対象とはならない。

なお、資本バッファは、各国共通して2.5%が求められる「資本保全バッファ」と、各国ごとに定められた水準（我が国は0%）が求められる「カウンターシクリカルバッファ」と、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）、国内のシステム上重要な銀行（D-SIBs）にそれぞれ課される「G-SIB バッファ」「D-SIB バッファ」で構成される。

最低所要水準と資本バッファの水準をまとめると図表1のようになる（カウンターシクリカルバッファ、G-SIB バッファ及びD-SIB バッファは割愛）。

図表1 最低所要水準と資本バッファ

	普通株式等 Tier1 資本	Tier1 資本	総自己資本
最低所要水準	4.5%	6%	8%
資本バッファ（※）	2.5%		
最低所要水準＋ 資本バッファ（※）	7.0%	8.5%	10.5%



（※）カウンターシクリカルバッファ（我が国は0%と設定）、G-SIB バッファ（我が国では、三菱UFJフィナンシャル・グループが1.5%、みずほフィナンシャルグループと三井住友フィナンシャルグループが1.0%を課されている）及びD-SIB バッファ（我が国では、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、大和証券グループ本社及び野村ホールディングスが0.5%を課されている）は割愛。

（出所）バーゼル委資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

³ 我が国の国内基準では、最低所要水準としてコア資本が4%以上であることが求められているが、資本バッファは課されていない。

(2) 適格流動資産の取り崩し

バーゼル委の流動性カバレッジ比率規制（我が国では国際統一基準行に適用）により、銀行は、ストレス下での資金流出に対応できるよう、現金や国債などで構成される流動資産（適格流動資産）を保有することが求められる。具体的には、下記の算式を満たすことが求められる。

図表 2 流動性カバレッジ比率規制

$$\text{流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geq 100\%$$

（出所）バーゼル委資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、ストレス期間中にも流動性カバレッジ比率が100%以上であることを維持すると、銀行や市場参加者に悪影響を与える可能性がある。そのため、そのような場合には、流動性カバレッジ比率が100%を下回る場合でも、銀行が適格流動資産を市場に供給することは認められる⁴。

(3) バーゼル規制に関する各国当局の取り組み

上記内容に関しては、3月20日にバーゼル委がプレスリリースを公表する前に、各国当局が同様のプレスリリースを公表している。

図表 3 バーゼル規制に関する主な各国当局の取り組み（※1）

日本	<p>◆金融庁が、以下の現行規制の内容を確認するプレスリリースを公表（3/17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一定の信用保証協会保証付融資のリスク・ウェイトは0% ②資本バッファは必要に応じて取り崩し可能 ③流動性カバレッジ比率は、ストレス時には基準値を下回ることが許容される
米国	<p>◆関連当局（FRB、FDIC、OCC）が連名で、銀行に資本バッファ及び流動性バッファを利用することを促すプレスリリースを公表（3/17）</p>
欧州	<p>◆ECBが、以下の内容を含むプレスリリースを公表（3/12）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行は資本バッファ及び流動性バッファを利用できる ・第二の柱に基づく所要自己資本（欧州独自の規制）の構成を緩和する（※2） ・個別の銀行に対する是正措置の期限延長を検討中 <p>◆ECBが、以下の内容を含むプレスリリースを公表（3/20）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良債権の分類等に関して、公的支援の対象となる貸出の扱いを柔軟化 ・銀行に対し、IFRS第9号（金融資産の分類と測定）を適用する際、景気変動増幅効果を生じさせないように促す ・3/12に公表した措置を発効

（※1）上記のほか、英国では、金融安定政策委員会（FPC）が3月9日に、英国のカウンターシクリカルバッファの水準を1%から0%に引き下げている。

（※2）2021年1月適用予定の自己資本比率規制の見直しを前倒しし、第二の柱に基づく所要自己資本の一部をその他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段で構成することを認める。

（出所）各国金融当局ウェブサイトを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁴ バーゼル委「バーゼルⅢ：流動性カバレッジ比率と流動性リスク監視ツール」（2013年1月）。

2. バーゼルⅢ最終化の適用延期

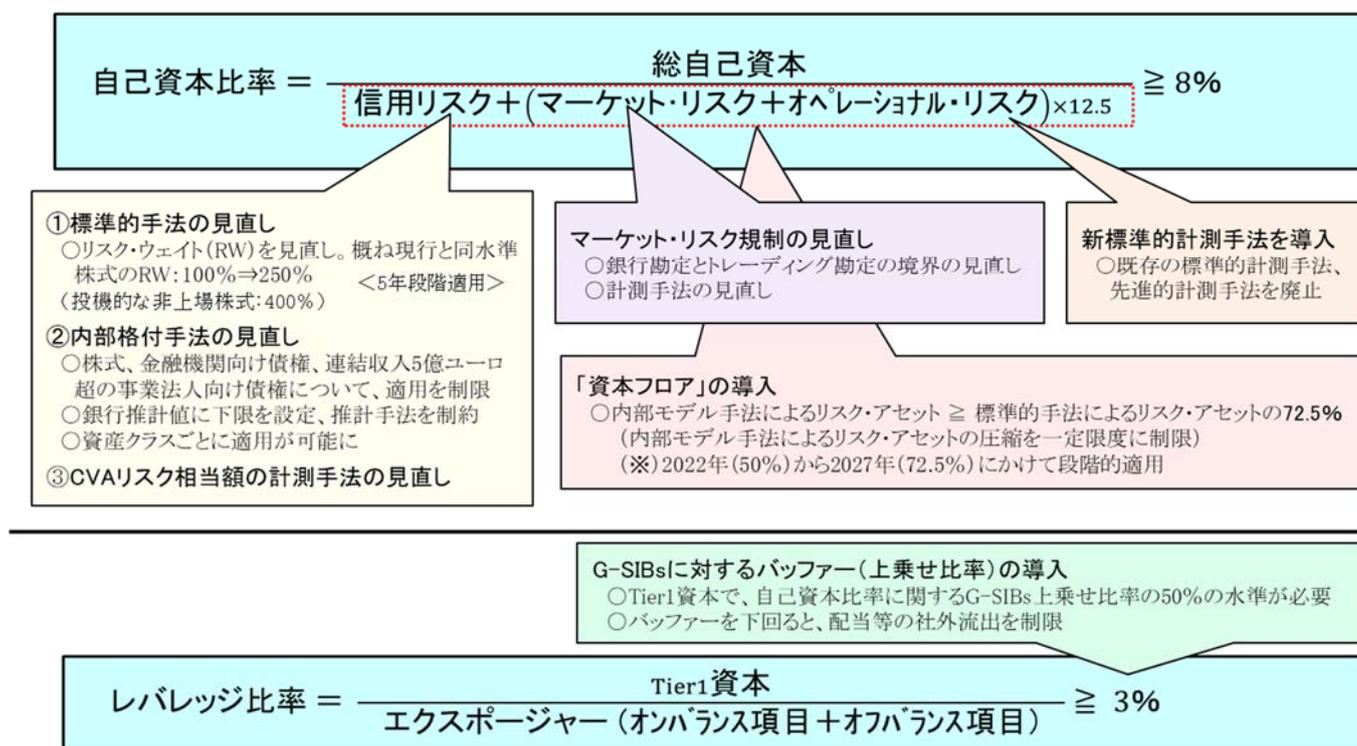
前述の通り、3月27日、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼルⅢ最終化等の適用時期を1年延期し、2023年1月1日からとするというプレスリリースを発表した（わが国では2023年3月期からの予定）。

具体的には、以下の見直しの適用時期を2022年1月1日から2023年1月1日に延期した。

- ①バーゼルⅢ最終化（※）
- ②マーケット・リスク規制の見直し
- ③バーゼルⅢ最終化等に関する開示の見直し

バーゼルⅢ最終化（及びマーケット・リスク規制の見直し）の全体像は下記のとおりである⁵。

図表4 バーゼルⅢの最終化の全体像（※）



(※) マーケット・リスク規制の見直しはバーゼルⅢの最終化以前にいったん合意されていたが、バーゼルⅢの最終化の際に、適用時期がバーゼルⅢの最終化と同じ時期（2022年1月1日）に変更された。

(出所) バーゼル銀行監督委員会「バーゼルⅢ：金融危機後の改革の最終化」（2017年12月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

バーゼルⅢ最終化に含まれる資本フロアの導入の適用時期は、当初、2022年1月1日から2027年1月1日まで段階的に導入される予定だったが、適用時期の見直しにより、2023年1月1日

⁵ 拙稿「2020年以降の制度改正予定（バーゼル規制）」（2020年2月27日大和総研レポート）
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200227_021350.html 参照。

から 2028 年 1 月 1 日まで段階的に導入されることとなった。

また、プレスリリースでは具体的に記載されていないものの、信用リスクの標準的手法の見直しにおける株式のリスク・ウェイトの段階的な引き上げも、同様に 1 年延期されたスケジュールで行われると思われる。

図表 5 段階的に導入される措置のスケジュール変更

◆資本フロアの水準

適用時期(※1)	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
水準	50%	55%	60%	65%	70%	72.5%

◆株式のリスク・ウェイトの引き上げ

適用時期(※1)	2023 年	2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
原則	100%	130%	160%	190%	220%	250%
投機的な非上場株式(※2)	100%	160%	220%	280%	340%	400%

(※1) 時期は全て 1 月 1 日時点（ただし、我が国では各年の 3 月 31 日となる見込み）。

(※2) 短期売買目的の投資や、ベンチャーキャピタル等への投資が該当。顧客との長期的な取引関係を構築するための保有・取得、事業再編のためのデット・エクイティ・スワップによる取得は対象外。

(出所) 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループのプレスリリース、バーゼル委資料を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

上記の中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループの発表を受け、金融庁は 3 月 30 日に、我が国におけるバーゼルⅢ最終化の国内実施は 2023 年 3 月期からを予定している旨のプレスリリースを公表した⁶。また、バーゼルⅢ最終化に関して、本年 6 月末までに公表予定であった「国内実施に向けた規制案」については、改めて公表時期を検討するとした。

3. 最後に

コロナウイルスの影響を受けたバーゼル規制に関する主な対応は、これまでのところ、現行規制（一部は、我が国においては国際統一基準行のみに適用）の内容の再確認と、まだ適用されていない規制の適用時期の延期措置と言える。

前者については、資本バッファや適格流動資産が利用できることが明確化されることにより、銀行が貸出や流動資産の供給を不必要に抑制することを防ぐことが期待される。後者については、銀行と監督当局のバーゼルⅢ最終化の導入に関する労力を、新型コロナウイルスの影響緩和への対応に回すことができるという効果が期待される。

さらに、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ議長のビルロワ・ド・ガロー・フランス銀行

⁶ 金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/news/rl/ginkou/20200330.html>) 参照。本プレスリリースは、安定調達比率規制の国内実施の時期についても触れており、同規制は 2020 年「4 月以降も向こう 1 年間、本邦において実施しない旨を確認」している。

総裁は、「必要であれば追加の措置を行う用意がある」と述べており、今後の動きに注目する必要がある。

(以上)